審議会等調書

名称	佐伯地域審議会		
設置目的	合併によって住民の意見が新市の施策に反映されにくくなる 懸念を払拭するために、合併関係市町村の区域であった区域ごと に、当該合併関係市町村が処理する当該区域に係る事務に関し、 市長の諮問に応じて審議し、また必要と認める事項につき、市長 に意見を述べるため		
設置根拠等	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項 佐伯市、南海部郡上浦町、同郡弥生町、同郡本匠村、同郡宇 目町、同郡直川村、同郡鶴見町、同郡米水津村及び同郡蒲江町 の廃置分合の伴う地域審議会の設置等に関する協議について		
設置年月日	平成17年9月1日	委員数	1 5人
審議事項等	答申する。 (1) 新市建設計画の第 (2) 新市建設計画の第 (3) 地域振興のための (4) 新市の基本構想のである。	変更に関する 執行状況に関 の基金の活用 の作成及び変 要と認める事	関する事項 目に関する事項 変更に関する事項
事務局担当課名	企画課総合政策係 電話 2	22-348	3 6 内線 3 7 6
備考			